

返戻金制度に関して

株式会社パートナーズ・プロフェッショナル・サービス

求人者（以下「甲」という。）と株式会社パートナーズ・プロフェッショナル・サービス（以下「乙」という。）とは、返戻金に関して人材紹介契約書第6条（返金義務）により、以下のとおり定めるものとする。

乙が紹介した候補者が、入社後3ヶ月未満に本人の意思により自己都合退職した場合、乙は甲に対し、当該候補者についての紹介手数料の一部を返金又は相殺するものとする。また、この場合甲は退職日より7日以内に乙に対し退職の事実を書面により通知するものとし、乙はこれを受け候補者に退職を確認した後に甲へ返金する。会社都合による退職は返金の対象とならない。

なお、返金又は相殺については下記の割合とする。

- （1）紹介手数料の50％を返金又は相殺する。
- （2）乙は前号に定める返金又は相殺以外には、甲に対していかなる返金又は相殺・賠償の責を負わないものとする。